

学校いじめ防止対策基本方針(ダイジェスト版)



東荷小のいじめに対する基本的な考え方

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」ということを常に念頭において、すべての子どもたちが安心して学校生活を送れるように、学校の内や外を問わず、いじめが行われなくなるようにするために、学校全体で、保護者や地域の方とも連携しながら、いじめ防止に取り組んでいきます。

東荷小で防止に取り組む「いじめ」とは？

児童に対して、一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（ネットを通じて行われるものも含む）であり、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。（いじめ防止対策基本法より）

こんなことをすると「いじめ」になります(一例)

- 暴力 ⇒ 「おす」「つねる」「たたく」「なぐる」「ける」
- ことば ⇒ 「からかう」「ばかにする」「嫌なことをいう」「かげろをいう」「ネットに書き込む」
- 無視 ⇒ 「仲間はずれ」「集団による無視」
- 物やお金 ⇒ 「物をとる、かくす、こわす」「落書き」

東荷小における「いじめ」防止への具体的な取組

いじめの未然防止

- 教師と子どもとの間に「信頼関係」を築きます。
- みんなが「わかる授業」を目指します。
- 「あたたかい学級」を目指します。
- みんなが「主体的に活躍できる場」を設けます。
- 「生活アンケート」を実施して、子どもたちの声に耳を傾けます。
- 定期的な「教育相談」を実施します。
- 「スクールカウンセラー」と協力して、子どもたちの心のサポートに努めます。
- 「道徳教育」「人権教育」を充実させます。
- 保護者や地域の方との「情報共有」に努めます。

いじめの早期発見

- 普段から、子どもたちがどんな小さなことでも相談しやすい環境をつくります。
- 保健室の重要性を認識し、子どもたちにとって居心地のよい場所として整備します。
- 教師と子どもたちとのふれあいの時間を増やします。
- 保護者と教師が、抵抗なくいじめに関して相談できるような関係作りに努めます。
- 定期的なアンケートや教育相談を実施して、子どもたちの声を拾える体制をつくります。

いじめの早期対応

- 子どもや保護者からいじめの相談があった場合、真摯に耳を傾け対応にあたります。
- 「いじめ対策委員会」を設置し、いじめにあった子ども、いじめを行ったとされる子どもから話を聞き、事実確認を行います。
- いじめにあった子ども、通報した子どもの安全を確保します。
- 学校全体、専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、再発防止の対策を講じます。

重大事案が発生した場合

- 「光市いじめ防止基本方針」に基づいて適切に対応します。
- 事実関係を明らかにするために調査を実施し、いじめを受けた子ども及び保護者に情報を適切に提供します。
- 調査結果を教育委員会に報告します。
- 調査結果をもとに、教育委員会の指導のもと、専門家の協力を得て、学校全体で必要な措置をとります。